

ドイツ移民政策の背景と現状  
—最新事例とともに—

鎌野 多美子\*

**The Background and Current State of  
German Immigration Policies**

— based on recent news —

Tamiko Kamano \*

**Abstract**

As members of the European Union must also be members of the Council of Europe, the human rights and education conventions of the Council have great effect.

This can be seen with the plan to unify immigration regulations and also the development of a European high school education program.

As a country in the center of the European Union, Germany should set aside its immigration problems and take the lead in these two plans.

A large number of immigrants live in the European Union, and especially Germany, and this has resulted in a deterioration in education, a parallel society and in intercultural conflicts. This study details the background and the current state of German immigration policy from a demographic point of view while taking the latest cases into account.

**キーワード**

人口統計学、教育改革、異文化衝突、十字架、スカーフ、ミナレット

---

\*かまの たみこ：大阪国際大学現代社会学部教授〈2009.12.16受理〉

## はじめに

すべてのEU加盟国が欧州評議会に加盟し、同時に欧州評議会加盟国であることがEU加盟国になるための前提条件の一つになって以降、欧州評議会の教育・人権分野の活動は、移民統合計画や欧州高等教育圏構築に見られるように、ますます力を発揮している。その最先端をいっているのがドイツであるといっても決して過言ではない。欧州、とりわけ欧州連合の中でも、ドイツは移民の問題から発して、この二つの計画を率先してやっつけていかなければならない実情にある。

21世紀は知識基盤型社会であると、リスボン戦略で打ち出されて以降、教育は資源開発の手段、能力ある人間は資源であるという観点から、人口統計学上移民の労働力なくして社会経済の発展はないと予測されるドイツにとっては、この移民を戦力にするためにも、教育が重視されている。早期教育・学業期間の短縮は、一人の人間を一刻でも早く社会へ出したいというEUの戦略、それ以上にドイツの戦略でもある。「国民統合計画」は移民だけを対象にしているのではなく、ドイツ人をも含めているところに、実はドイツの事情があり、その弊害が生じている。血統的にドイツ人でありながら、移民の背景をもつがゆえにドイツ社会で、差別を感じながら成功できない後期帰還者もその中に入る。またソ連崩壊後にドイツに移民したユダヤ人もその中に入る。移民の背景をもつ人々は実に多い。

移民の経緯は後述するとして、ドイツでは移民といえば、トルコ人(270万人)である。少し傲慢な見解を述べれば、このトルコ人に代表されるイスラム教徒を“ドイツ人”にしなければドイツの将来は安定しないとドイツは考えている。勿論EUが移民政策として“統合”にいきついたからであろうが、その一環としてドイツは上述した“国民統合計画”を打出した。

欧州連合諸国では、パラレル社会やスカーフに代表される異文化衝突、また移民による教育の低下というように、様々な問題が生じている。一方で、トルコ人の同化の様子を探りつつ、計画を実り多いものにしようとしているドイツのように、双方の話し合いが繰返され、“寛容と同化”の色も濃くなり始めている国もあるが、イタリアでのように、またもや公共の場での学校における十字架問題が生じたり、スイスでは国民投票によりイスラムのミナレット建設禁止が可決されたり、異文化衝突は終るところを知らない。

国民統合と並行して、人口減少を補うための人的資源づくりのための教育政策も急速度で実施されている。あまりの課題の多さと改革の速さに若者はついていけなく、不満は爆発、学生蜂起にまでなっている。

パラレル社会・異文化衝突・教育低下、そしてここに来て教育改革の閉塞感と、山積みになっているドイツの問題を最新事情を交え報告しよう。

## I 人口統計学上から見ての人口減少<sup>1</sup>

2008年のドイツ連邦共和国の白書によれば、減少傾向の続く総人口数は2006年現在の8200万人から2030年には7700万人までに減少する。2006年では就労年齢層100人に対して、子ども、若者(19歳以下)及び老人(66歳以上の)の数は55人だったが、2030年にはこの数字は100対69になる。2030年には年金受給年齢が67歳にまで引き上げられ、就労年齢層

は19歳から67歳になると予測される。人口の大部分は19歳で労働市場に出ていくことになる。2006年には55歳から67歳までの就労は22%であったが、2030年にはそれが30%に上昇する。

また19歳から67歳までの人口数は5310万（2006年）から5140万（2018年）を経て4570万（2030年）に減少する。14%の減少だが、これは総人口の減少率を上回ることになる。反面、老人すなわち66歳以上の人口は総人口に対して現在の17%（1400万）から25%（1950万）に上昇する。子どもと若者（19歳以下）の数は18.5%（1520万）から15.5%（1200万）に後退する。人口統計学上、労働市場に出て行ける人数は後退する。

出生数の多い2006年現在35歳から57歳までの年齢層の後には、出生数の少ない世代が続く。2006年現在55歳ないし56歳の人口220万（遅くとも2016年には労働市場から撤退、後続する世代によって補充される）の内、約150万（69%）が就労者<sup>2</sup>である。2016年には就労を引き継ぐ25歳及び26歳の年齢層（2006年現在15歳及び16歳の世代）は、合計しても190万人しかいない。25歳及び26歳の現在の就労構造を100とすれば、57%だけが就労していることになるので、2016年は就労者が約40万人不足することになる。この不足を補充するためには25歳及び26歳の就労者がその時点までに57%でなく80%には上昇していなければならない。予想では人口統計学的に損失は補うことはできない。

これらの人びとが、短期教育によって、労働市場に出ていけると仮定すれば、この不足は補充されうる。しかし、人口減少が続く現実の中では、それは一回切りの効果しか望めない。2026年の25歳と26歳（2006年現在5歳と6歳）の数は、2006年現在の55歳と56歳の就労者より2万人少なくなる。2026年には、たとえ就職率が100%であったとしても労働力の需要を補うことはできないことになる。ましてや短縮された教育期間の効果は一回切りなので、継続する人口減少に対する抜本的な解決策にはならない。

しかし職業教育（養成）を施し、資格（証書）を与えることによって、その時点までに労働市場で統合されていない全年齢層の人を労働市場のために獲得することができるとすれば、統計学的に決定されている数字にも抵抗できる可能性はある。生涯教育と成人教育が重視されるのは実はそこにある。労働者が資格証明書を獲得し、保持することができるためにも、生涯教育と成人教育は決定的な重要性をもつ。

早期教育に始まり、就学期間を短くし、早く卒業させ、早く社会に出し、労働力にするという、EUの早期教育政策、バチェラー制度の構築、バチェラー・マスターの二段階システム、またドイツのアビトゥーア取得が一年短縮されたのもまさにそれである。これまでとは一転して、自由時間が少なくなり、集中的に学業しなくてはならない。ドイツの学生たちがデモンストレーションを起こすのも理解できる。

全体としては、期待したい子どもの数が今後も減少していく限り、人口統計学上の発展は期待できない。青年や若者の集団と並んで、高齢就労者や老人の集団が存在するのは確実である。だからこそ生涯教育と成人年齢での学習は特に専門資格獲得にも重要となる。

#### (1) 地域格差

人口分布図にも地域格差があり、これは留まるところを知らない。経済的に繁栄している地域では若い世代は増えている（平均40歳以下のバーデン-ヴェルテンベルク州、ニー

ダーザクセン或はノルトライン-ヴェストファーレン州など)、一方でザクセン州の若干数の郡では住民の平均年齢は約46歳或はそれ以上である。この違いは、今後も続く東から西への国内移住によって(2006年には54144人が国内移住)将来的にはもっと拡大する。

東ドイツの若干地域では17%まで若者が減少すると推測される。増加(6%まで)は西ドイツに期待される。若者の増加は、ドレスデン、ライプツィヒ、ブレーメン、ケルンなど大都市、同様にエアフルト、ハンブルクまたはオルデンプルク南部の諸地域というように、0歳~6歳以下の子どもの数が上昇(或は微減少)する地域で、顕著になっている。若年層の就労者数の減少は、とくに東ドイツでは多い。

## (2) 移民の背景をもつ住民<sup>3</sup>

2006年現在では全人口の18%は移民の背景をもつ(東と西では違う)。移民の91%は西の連邦州に住んでいるが、それは西部ドイツの人口の21%は移民の背景をもっているということである。東部ドイツでは8%である。

教育制度にとって特に重要な25歳以下の世代、西の連邦州では平均30%が移民の背景をもつ。ライン-マイン地域、デュッセルドルフ-ヴッパータール、ルール地方の一部のような人口密集地域、またベルリン、ミュンヘン、ハンブルク、シュトゥットガルト、アウグスブルク或はエアランゲンやニュルンベルクのような大都市においては、その数は50%まで、一部では50%以上になるところもある。

25歳以下の教育参加率は2006年には全体としては63%、移民の背景をもたない人の教育参加率は64%、移民の背景を持つ人の教育参加率は59%である。多くの地域では25歳以下の50%以上が移民の背景をもつ。

2009年5月現在(連邦政府報告)では移民の背景をもつ住民は総人口の20%1500万人に上昇している<sup>4</sup>。

## II ドイツにおけるトルコ人

ドイツ連邦共和国とトルコとの二国間雇用協定に従って1961年に合計約80万人のトルコ人が安い労働力としてドイツに呼寄せられた。今日のドイツの悲劇の発端はトルコから労働者を呼寄せたそのことではなく、どのような労働者を呼寄せたかという、その中身にある。最初から安価な労働賃金の層を呼寄せたというのが、実は問題なのである。その背景には、厳しい辛い労働をドイツ人自身がしたがらなかったという現実があった。ドイツ人自身が嫌がった仕事を外国人労働者に押付けようとしたのが、二国間雇用協定であった。この背景を考察することなく、ドイツは様ざまにドイツ在住のトルコ人の教育水準の低さ、悪さを嘆いてきた。

1998年世界学習到達度調査 PISA で下位三分の一に入った時、自国の教育制度に自信と誇りをもっていたドイツがパニックになったのはあまりにも有名である。移民の子どもたちのドイツ語能力が不十分なために、正規の授業が成立しないことが学力低下をもたらした。また授業についていけない外国人子弟は、ドイツ人生徒に比べて成績が悪く、その後の就学率や就職率も悪いので、ドイツ社会に馴染めず、反社会的行動を起こす要因になる。ドイツ社会の労働力としては役立たずとなり、重荷となっていく。それは外国人子弟にだ

け当てはまるのではなく、大人にもいえる。外国人失業率はドイツ人失業率のほぼ2倍という厳しい現状の下、言語・習慣・文化を同じくする人間が集まり、ドイツ人社会とは別のパラレル社会を形成している。その隔離されたパラレル社会で生まれ育った移民の背景をもつ子どもたちがドイツ語に馴染んでいるわけがない。このような現実を目の前にして、2005年には、それまでは曖昧にしてきた自国の位置づけを移民国ドイツと認め、2007年には移民を統合する国民統合計画（7月12日）を発表した。

そして現在ドイツには270万人のトルコ出身の移民が生活しており、その内30%はドイツの身分証明書をもっている。この数は、アルバニアやラトヴィア、またリトアニアやスロヴェニアの人口にも匹敵する。ドイツにおけるトルコ系移民というより、今やかれらは“労働し、税を納め、教育を向上させ、車を購入し、そして消費している”ドイツにおける少数民族といってもよいかも知れない。少数民族として認め、応じた諸権利（と勿論諸義務）を与えるべきかもしれない。さすればドイツ在住トルコ人を顧慮して、総合的テーマ「移民」は、新たに考えられるべきである。

ドイツの研究所 Forschungsinstitute Info und Liljebrg Research が、ドイツ人、トルコに在住するトルコ人、そしてドイツに在住するトルコ人を対象に、それぞれ三分の一の割合で、1000人にアンケートを取った調査結果を2009年11月19日（木）に公表したので、それをここに紹介することで、ドイツにおけるトルコ人の現状とトルコ人とドイツ人の違いを浮き彫りにしよう。<sup>5</sup>

### (1) ドイツと故郷

研究調査によればアンケートを受けた21%弱はドイツを故郷と感じている。38%はドイツとトルコを同時に故郷と感じている、残り37%はドイツよりもトルコを故郷と感じている。結果として42%はトルコへの帰還を望み、特に若者のほうが年寄りよりも“頻繁に”トルコへ帰りたがっていることが分かった。

しかしまた270万人というドイツにおけるトルコ人の圧倒的な数は、ドイツに行くこと自体はトルコ人には正しい選択で、ドイツでは出生に関係なく自分の努力によって生活を向上できるとトルコ人は考えているということの証明でもある。但し、その前提条件としては、国民統合計画にもあるようにドイツ語をマスターしていなければならないが、それを熟知しているのはトルコ人の85%である。

同時にトルコ人の82%は、ドイツ人社会はトルコ人移住者の習慣や独自性に配慮すべきだと考えている。アンケート調査に回答した62%は、ドイツではトルコ人、トルコではドイツ人として感じている。

45%はドイツでは歓迎されていないと感じているが、54%はドイツでは教育を受ける機会はトルコ人もドイツ人も平等にあると思っている。そして53%はドイツ社会に所属したいと思っている。約半分ではあるが、かれらはドイツ人と同じように社会に受け入れられていると感じている。自由時間に毎日ドイツ人と過ごしているトルコ人は四人に一人、また約60%は少なくとも週に一度はそれを行っている。

一方でトルコ人の93%は、トルコ文化を保持しなければならないと思っている。その場合、トルコ人はドイツ社会ではトルコ文化の保持に対して阻止されることはないという認

識である。83%以上は、善良なドイツ人であり善良なイスラム教徒であることは可能だという意見である。

ドイツで要求されている“統合”は“同化”を意味しているという。しかし次世代には、ドイツの主張する同化は期待できない。なぜなら固い家族間の繋がりと“母国”への密着が強く、通信・メディアも多種多様に存在するので、文化的確信や宗教的確信また価値観はよりいっそうトルコに傾斜しているからである。

## (2) 言語

アンケートの結果、アンケートを受けたドイツ在住トルコ人の58%は、自分のドイツ語能力は大変良い或は良い(30歳以下の78%)と答え、35%はトルコ語よりはドイツ語のほうが上手く話せると答えた。しかし、家庭で主にドイツ語を話しているというのは16%しかない。トルコ人のドイツ語能力に関する自己認識は現実とは一致していない。

言語問題は、トルコ人家庭での言語(トルコ語)と、学校に通わせないで、子どもたちをそこから隔離した長いあいだの家庭教育による。乏しい語彙のドイツ語とトルコ語のミックスしたピジン言語<sup>6</sup>が多かれ少なかれ悪影響を及ぼしており、これが近いうちに変わることは考えられない。言語能力に欠けることは自動的に社会適応にはマイナスとなり、教育分野においても問題となる。パラレル社会や学力低下につながり、これがドイツでは一番の問題なのである。

解決策としては、アンケート調査の結果から、少なくとも一つの言語において基礎能力を養うために、先ずは完全に母語であるトルコ語での教育課程を提供する。“ドイツ語は勿論早い時期に、それと並行して外国語として義務的に習得させることである。しかし既に流暢にドイツ語を話せる、旨く統合されたトルコ出身の移民もいる(アンケートに答えた三分の一弱)”ので、その人たちにはドイツ語習得義務は必要ない。

流暢にドイツ語を話し、社会で成功している移民の背景をもつ人びとの成功物語をメディアで大きく取り上げているのも、言語政策の“統合コース”の必要性を強調しながら、かれらにやる気を起こさせるためであろう。

## (3) 価値観

友情・自由・愛・家族の結びつき・ファンタジーと創造力の発育においては、三グループとも価値観は同じであった。

基本権の立場から保護される価値、つまり人間的な生活、他の宗教や文化、平和、民主主義、連帯、法と規則の遵守、公正、時間厳守、規則と法治国家に対する尊厳については、90%が重要と答えた。政治的責任についてはドイツ人の39%、ドイツ在住トルコ人の50%が重要として評価している。

ドイツにとって深刻なことは宗教や伝統に対する価値観の相違である。ドイツ在住トルコ人の89%とトルコ在住トルコ人の98%は神を信じることを重要だと認識しているが、ドイツ人は51%しかない。伝統を重んじているのはドイツ人では65%、ドイツ在住トルコ人では83%、そしてトルコ在住トルコ人では90%である。キリスト教がイスラム教に、またキリスト文化がイスラム文化に圧されるのもこの辺のところにある。

#### (4) 役所と企業への信頼感

ドイツ人が一番信頼を置いている役所はドイツ警察（79%）、次にドイツの学校および大学（69%）とドイツ司法（68%）で、最も少ないのが政党（18%）とドイツの大企業（26%）である。

ドイツ在住トルコ人の場合は、警察への信頼（64%）と連邦国防軍（46%）というようにドイツ人より若干少なくなっている。それ以外はドイツ人の場合と大体同じである。

#### (5) 役割分担と家族

子どもの教育は女性の仕事だと考えているのは、ドイツ人では9%、ドイツ在住トルコ人では32%、トルコ在住トルコ人では52%である。職業婦人は子どもを放任していると負の答えをしたのはドイツ人では15%、ドイツ在住トルコ人では57%、トルコ在住トルコ人では67%である。男子の主たる仕事は家族を対外的に代表していることであると答えたのは、ドイツ人18%、ドイツ在住トルコ人41%、トルコ在住トルコ人62%である。キャリアウーマンを“よし”と思わない、外に出るのは男子だと思う傾向はトルコ人がドイツ人より多いのが分かる。

女子と男子の結婚前の同棲は、ドイツ人は8%、ドイツ在住トルコ人は47%、トルコ在住トルコ人は67%が拒否している。婚前交渉はそれぞれ7%、56%、84%が拒否している。女性の結婚条件として処女性だと思っているのはドイツ人の場合は6%、ドイツ在住トルコ人の場合は48%、トルコ在住トルコ人の場合は72%である。

深刻でないにしても、ドイツ人とトルコ人との明確な相違は、重要決定時に家族に助言を求める姿勢が違うことである。結婚相手を選ぶとき、ドイツ人の5%は両親に参与する権利を認めている、ドイツ在住トルコ人では48%、トルコ在住トルコ人では68%が両親の意見に同意する。トルコ人は両親から影響を受けることが多い、ドイツ人は両親の影響をほとんど受けないという結果である。

#### (5) 信仰と宗教

信仰及び宗教についても明確な違いが示されている。アンケートに応じたドイツ人のうち37%、ドイツ在住トルコ人では64%、トルコ在住トルコ人では75%が宗教的であることが判明した。ドイツ人の26%は自分の宗教を実践しているのに比べ、ドイツ在住トルコ人の48%とトルコ在住トルコ人の65%は宗教に従って、そのあとをついていっている。最終的に宗教的見解および確信はドイツとトルコとでは根本的に違う。

具体的には、ドイツ人の20%は地獄を、29%は再来を、35%は宗教上及び道徳上の罪過を、48%は神の存在を信じている。ドイツ在住トルコ人の場合、これらの数値は79%、59%、84%、そして92%となっている。

ドイツ人と比較して、トルコ人のほうが、遥かに信仰心が厚く宗教的であることが分る。

#### (6) 政治

政治に関しても違いがある。ドイツ在住トルコ人の44%はドイツの政治に関心を示しているのに比べ、ドイツ人は68%である。欧州連合に対しては、ドイツ人は54%が関心をもち、トルコ人は約40%である。

“ここ五年間の内”にトルコがEU加盟国になれるかの質問ではドイツ人の32%しか肯

定していない。しかし、アンケートに応じたドイツ人の72%は長期的にはトルコはEU加盟国になることに同意している。ドイツ在住トルコ人（45%）が五年以内にEUに加盟できと思っているのは驚くに値しない。トルコ在住トルコ人では60%がそれより早い加盟を望んでいる。

それ以外にも、ドイツ人の48%はイスラムの宗教授業が選択必修科目としてドイツの学校で行われることを、38%がドイツでのモスク建設の増加、31%はトルコ語での授業を移民の子どもたちにドイツの学校で行うことを支持している。ドイツ在住トルコ人のあいだで群を抜いて高かったのは、トルコ語での授業（83%）、宗教授業（78%）、モスク建設（74%）である。

### Ⅲ 教育改革

トルコ人をドイツ人にするために、というよりドイツ人レベルの教育水準に上げるために、まずはトルコ語で教育することの必要性をドイツは認めた。基礎学力を身につけさせる。それがドイツにとっては必要不可欠なことである。しかしまた学力アップは移民だけに向けられたものではない。減少していくドイツ人就業者の数を埋めるために、教育速度を急速に上げ、若者をより早く社会に追いつけようとしている。就学期間をより少なく、より効率よくするために、3歳からの保育教育というように早期教育も促進している。それまで半日制だった学校もPISAの結果の悪さから全日制になり詰込み教育に変化し、大学入学資格アビトゥーア取得は13年間の就学業の後であったのが12年間の就学の後になり、大学はバチェラー3年・修士2年、またはバチェラー4年・修士1年という二段階システムにした。バチェラー・マスターの二段階システムはEUの教育政策に基づくもので、単位互換制度・単位蓄積制度・欧州共通評価制度・卒業証書の共通制度によって、欧州高等教育圏が構築され、EU学士・EU修士が生まれている。博士課程に進む者は研究者を目指すものだけが対象となり、二段階システムの後に3年間続く。バチェラー・マスター制度では、1年間に60単位、3年間で180単位、4年間で240単位・5年間で300単位取得ということになる。学生は試験ノイローゼになり、自由時間がなくなった。“大学での学業はターボーで”これがキャッチフレーズとなったドイツでは、学生と大学の間で紛争が生じている。大学・学部は通常7年間で卒業すればいいという時代は既に終わった。それまでの7年を3年ないし4年また5年にした就学期間の短縮だけでなく、授業料無料だった制度も有料制になった（州によっては無償の州もある）。無償の州においても5年以上在籍する学生には授業料を徴収している。

それにもかかわらず、連邦統計局によれば2009年の夏ゼメスターと冬ゼメスターにおいて新入生数は42万3400人、2008年に比べれば7%上昇となり、新記録となっている。2009年冬ゼメスター現在ドイツの大学生総数は約213万人である。知識基盤型社会ではより高度な教育を受けた者が職に就きやすい。俗な言葉で言えば、高学歴・高収入、職に就き易く収入も得やすくなるというわけで、大学生の数もうなぎのぼりだ。

それに加えて、新入生増加には13年間の就学期間を必要としたアビトゥーア取得者と、就学年数が1年減少したアビトゥーア取得者が同時に卒業した、つまり大学入学資格取得



者数が2倍になった連邦州もあるのが新記録の一因でもある。ザールラント州、ザクセン-アンハルト州、メクレンブルク-フォアポメルン州ではアビトゥーア取得者数は2倍になった。当然これらの取得者はドイツ連邦共和国のいずれかの州の大学に新入生として入ったであろう。

統計学上の人口減少に淘汰されないように、学生を早く社会に追い出し、労働力に変えるために実施してきた政策はここにきて行き詰まっている気配もする。この学生増加率にドイツの大学は施設の大きさや数また教職員数においてついていけない。大講義室でさえ学生群には狭すぎ、身動き取れない状態で聴講しなければならない。ドイツの大学状況は破綻寸前である。それでも、学生と大学と政府の押し合いを続けながら貫徹しようとするドイツ政府の意気込みに断固とした決意を垣間見る。

#### IV 異文化衝突

人口統計学的には回避できないドイツ人減少の対策として国民統合政策や教育政策を実施しながら、移民の背景をもつ人びとを同化させ、融合させつつある。イスラム団体との対話も怠ることなく、また異文化の受入れにもドイツは寛容に受入れている。しかし、それは全ての人が同意しているものでも、全ての移民の背景をもつ人びとが賛成しているわけでもない。それはヨーロッパにおいて、さまざまな形で異文化の衝突が生じていることから理解できる。

異文化衝突の三事例、一つ目は欧州人権裁判所が下した判決（大陸では十字架は公共の場所においては外されなければならない）、二つ目はスカーフ殉教者、そして三つ目はミナレット建設禁止を以下に紹介しよう。

##### (1) 学校における十字架に対して違憲の判決（2009年11月3日）<sup>4</sup>

十字架に関する判決にはドイツ人は経験上非常に精通している。1995年にドイツ連邦憲法裁判所が、“各教室には十字架を掛けなければならない”という指示が書かれているバイエルン州の学校法はドイツ連邦共和国の基本法に反しているという判決を下した時、怒りの嵐がドイツ中に巻き起った。裁判までの前段階で手続きが全て間違っただけでもその原因はある。つまり口頭弁論なしでそれは判決が下されたので、裁判公開は準備されていなかった。その上、判決理由を前書きする原則（主文）に失敗した。主文は判決の本来の内容をゆがめていたので、当時の副裁判長はメディアの前で、誤解を正して事態を明確にさせなければならなかった。連邦憲法裁判所にとっては試練の一年であった。

当時の首相ヘルムート・コールは、その判決に対して納得できない旨を表明した。一国の首相による裁判官叱責は民主主義の法治国家では滅多に起りえないことである。少なくとも連邦共和国にとっては異例のことだった。教会と政党は、連邦憲法裁判所のその判決に抗議してデモをするように大衆に呼びかけ、3万人以上がそれに参加した。国民の魂は怒りで煮えたぎったということらしい。エドムント・シュトイバーは広がった住民の怒りを「キリスト教のシンボルを駆逐しようとするものは、我々の文化を破壊するものだ。十字架を取り払うものは、中立を生み出すのではない、無を生み出すのだ」とまとめた。

往々にして歴史は繰返す。1995年にドイツで起きたことがまたイタリアで起きた。2009

年11月4日に欧州人権裁判所は、全教室に十字架が壁に掛かっているというイタリアの実施方法は人権に違反するという判決を下した。各教室には十字架を備えるという1920年代に誕生したイタリアの規則は、生徒の宗教の自由と両親の教育権を侵害するという判決を下した。その際、裁判審議記録をフランス語でしか記録しなかった。現時点でその審議の過程を詳細に説明できるのは、フランス語の法律用語をマスターしている人だけということになる。判決時、英語への翻訳すら裁判所の誰も考えもしなかった。当時のドイツ連邦憲法裁判所のように、欧州人権裁判所は判決の重要性と影響力を完全に誤って判断したということになる。この判決にカトリック教会は驚きの意を表明した。一般大衆も然りである。イタリア首相ベルスコニは、シュトラースブルクの判決には決して従うつもりはないと発言した。

裁判所の誤った管理とその影響においては、ドイツ連邦憲法裁判所と欧州人権裁判所の二つの裁判所はよく似たケースだが、両方の十字架判決には大きな違いがある。イタリア十字架判決は国家の憲法裁判所ではなく、大陸全土に対して人権の最低ラインの保持を監視する、超国家的な裁判所が判決したことである。

欧州人権裁判所の判決は、地図的に大西洋から黒海までを意味している。50以上のヨーロッパ諸国が欧州人権条約にサインしている。その裁判所の言葉通りにすれば、ヨーロッパ全域において学校では十字架は外されなければならない。公共の場である学校に十字架を掛ければ人権侵害になるというのである。これは前代未聞のことであり、間違っている。人権条約にサインした諸国家には非常に様ざまな国家の教会システムがあり、大変異なった学校制度もある。そこから、宗教に関係した物を学校で許可する或は拒否するという、互いに異なった伝統が生まれる。この違いは国家の意志に従って生まれ、基本的に欧州人権宣言によって疑問視されるべきでない。総じてその宣言は公開されるべきである。人権宣言には宗教自由の世俗主義の合意が根底にはない。「礼拝、授業或は習慣や儀式の実践によって、公的或は私的に、単独に或は他のものと共通に宗教及び世界観を告白すること」を、欧州人権条約第9条が自由を保障するなら、決然として宗教への自由、つまり宗教自由も解釈されたということになる。かれらの子どもたちへの宗教教育を決定するという両親の権利も理解されなければならない。

学校での宗教上のシンボルを巡る熾烈な争いは、ドイツの経験から学ぶことができる。多様で、合法的な、しかし紛らわしい利害関係（関心事）はドイツではうまく処理された。告訴する生徒の負の宗教自由、しかしまた信仰心のあるクラスメイトの肯定的な宗教の自由でもある、両親自身の世界観の確証を子どもに伝えることの両親の権利、また学校において宗教的力点を希望する他の両親の養育の権利、国家の宗教的・世界観の中立、また国家の文化的アイデンティティと基盤を育成し促進するという国家の正当な関心事、十字架は取り外されることも、掛けたままであることもできる。同時に、法益間では、寛大な調整は実に難しい。どちらかの利益を優先するとすると、権利はすぐに壁に行き当たる。

しかもシンボルは複雑で、いくつにも解釈できる。シンボルを巡る係争は大変複雑である。シンボルの真の意味を巡る争いでは、裁判は、法律上裁けないものを裁かなければならない。十字架は一人にとってはキリストの死と蘇りによる人間救済を肯定するシンボル

を意味し、他の一人にとってはヨーロッパの価値と規範、寛容と人間尊厳を表現している文化的シンボルを意味する。このような解釈の争いに、正しいも間違いもない。公正や不正という枠外にあるというのが正論である。教会擁護者が学校十字架を弁護するのも実はおかしい。それは宗教的重要性の内容を小さくするものである。十字架は世界的解釈においてキリスト教の歴史の根底に共有していたので、十字架は濃厚な文化的シンボルである。それゆえ十字架は好まれるシンボルになったと考える。

ヨーロッパにおける著しく異なる文化的伝統と宗教的伝統、またシンボルの解釈の多様性に直面して、しかし法益の混乱に直面して、欧州人権裁判所は学校十字架を巡る争いにおいて表面に出るはならない。ここには人権的に明快に提供できる解決は存在しない。欧州人権裁判所は別の事件において、国家が特定事件において同じ人権基準への義務にもかかわらず、異なった態度を取ることができるという、人権条約でもって開かれた可能性を、「判断の余地」と呼んだ。このような判断の余地から、人権裁判所の十字架判決については説明の余地がない。それゆえに重大な不当な判決である。

国家は誰にも信仰を強制することはできない。国家が学校に十字架を掛けても、誰も宗教的な行為へ強制されてはいない。つまりそれは国家の命令力及び強制力の自由に反する使用に関することでなく、文化的及び宗教的なシンボル政策に関することである。それは根本的に欧州人権裁判所に関係することではない。このような紛争はまさに国家の憲法裁判所に所属すべきものである。

単に学校に十字架を掛けることは人権上の最低基準の問題ではない。欧州人権裁判所の方針が認められたとすれば、今後将来的に国家のアイデンティティーの重要な関係事項について、学校教育の重要な問題について、宗教と関連する重要な問題について、言語及び文化的アイデンティティーについてシュトラースブルで判決を下すことになるだろう。それは誰の利益にもならない。イタリア政府は、その判決に対して、大法廷に異議申し立てをするという。ハンス・ミヒャエル教授は、他の国の全政府はイタリア政府を支援するべきであると言っている。

最も頼りになる優れた支援はバイエルンに対して解決策を見つけ出し、利益の平等を可能にしたバイエルン州政府からの弁護人だろう。つまり十字架はバイエルン州の教室では掛けることが維持できる、しかし特殊な場合、もし誰かが深刻に宗教の自由において侵害されたと感じる場合は外される。連邦憲法裁判所の判決理由はこの解決に対して本来余地を与えていない、しかし今日までバイエルン州の妥協策に対する全ての訴訟は不成功に終わっている。ドイツ連邦憲法裁判所が学習したことが、今回は欧州人権裁判所に期待求められている。

## (2) スカーフの殉教者 (判決2009年11月11日)

28歳のロシア系ドイツ人アレックス・ヴィーンズ Alex W. が2009年7月1日に公判最中に、31歳のエジプト人女性、妊婦マルヴァ・アル・シルビニ Marwa al-Schirbini を、隠し持っていた調理用ナイフで、上半身を16回突き刺し、殺害した。その夫にも重傷を負わせた。彼女は犯行現場で即死した。起訴状によれば、そのロシア系ドイツ人は外国人排斥の動機から殺害したということである。検察庁の報告によれば、その男は非ヨーロッパ人

とイスラム教徒にやみくもに憎悪を抱いていた。

薬剤師であるそのエジプト人女性はヴィーンズを侮辱行為で訴え、そのために証人として法廷で陳述した。事の発端は、2008年の8月に公園の遊び場で彼女はヴィーンズに3歳の息子にブランコを譲ってあげて欲しいと頼んだが、普段どおりスカーフを着用していたため「イスラム」「テロ」「ふしだら女」という罵りの言葉を浴びせられたことに始まる。

その侮辱の言動に対して、彼女はドレスデンの裁判所に訴えた。名誉毀損のための初回審議では、検察庁報告によれば、被告は規律正しく振舞った。裁判は罰金刑に終わったが、被告は控訴した。

上告審議の7月1日、マルヴァ・アル-シルビニは、当時ドレスデンのマックス・プランク研究所で分子生物学と遺伝学で博士号取得のために研究していた32歳の夫と3歳の息子に付き添われて出廷した。犯人は彼女に奇襲攻撃をかけ、ナイフで16回刺した。夫は妻を助けに入ったが、かれもまた凶器に倒れた。男がナイフを持っているのに気がつき、妻を助けに入ったが、この瞬間に“人々”が法廷室に突入、一発が発砲された。その直後夫は意識をなくし、16回刺され、重傷を負った。

殺人及び殺人未遂罪に問われて2009年10月26日にドレスデン裁判所で公判が始まった。11月11日には、ドイツ刑法では最も重い終身刑が言い渡された。

この間に夫は、安全性の保障と細心の注意を怠ったとして、当時の審議の場となった裁判所の長官と裁判長を告発している。

アレックス・ヴィーンズはロシア・ウラル地方のペルムという町の出身で、そこで倉庫労働者としての職業教育を終えていた。2003年秋にドレスデンに移ってきたが、職が見つからず、最終的には国家の援助金を受けていた。彼に前科はない。ロシアからドイツへの強制移住で帰還した、いわゆるドイツ人後期帰還者である彼は、判決言い渡し（11月11日）時の裁判官の言葉によれば、ドイツでの生活を“くそつたれ多文化主義”と感じていた。“外国人が彼の仕事を奪っている”と考えていた。第一に彼はムスリムを軽蔑していた。彼の目には外国人はすべてイスラム教徒だった。期待したドイツでのよりよい生活は後期帰還者には叶えられなかった。ドイツでは、彼はいつもロシア人として見られていた。外国人排他主義の考えに友達も少なくなった。ドイツの移民政策「国民統合計画」の失敗面を浮き彫りにした事件である。

### (3) ミナレット建設禁止 (2009年11月29日) <sup>7</sup>

ドイツ連邦共和国と欧州委員会は宗教対話を促進しているが、この建設禁止は、イスラムに対する信頼が根本的に妨害されたことを語っている。

欧州では、特にドイツでは異文化との確実な協調の兆しを見せているのに対して、スイス国民は国民投票によってミナレット建設反対の意思表示をした。10月にドイツのケルンに建設された56メートルのミナレットとは逆方向の意思決定である。

スイスではモスクのミナレット（時刻を知らせる塔）建設を禁止すべきか否かを問う国民投票が実施された。禁止賛成約57%、反対約43%で建設禁止は可決された。スイス連邦政府は一貫して建設禁止反対を表明してきたが、政府の「宗教の自由の尊重」という立場は反映されず、国民の判断は逆のものであった。その「宗教の自由の尊重」はイスラム教

国では守られていないという思いからであろう。例えば、1943年に軍隊によって押収されたアポステルの生誕地であるタルズスのパウル教会を再び教会或は博物館として使用できるようにと願うトルコ人キリスト教徒を、欧州の政治家・教会指導者・イスラム諸団体は支援し続けてきたが、一向にそれが実現されないで今日に至っているのに、なぜミナレット建設を許可しなければならないのかという思いである。トルコのEU加盟に対しても、欧州議会の求める宗教的自由の尊厳を遵守できる能力がトルコとイスラム教国家にあるのかと問われるのもその辺のところである。

### おわりに

人口統計学上、現在の人口8300万は2030年には7700万人に減少、しかも高齢者増加・子供数減少、労働力となる年齢層は5310万人（2006年）から5140万（2010年）を経て2030年には4570万人に減少するというやがて来る現実と直面して、人間の数の不足は、人間の質の向上と若年社会人で補おうとしている。能力ある人間、人材は資源なり、この人的資源を短期間に多くつくりだす。早期教育、短期就学、早期卒業によって、よりはやく、より多くの人間を社会に追い出し、労働力にしたい。これまで社会の中で埋没していた層をも掘り上げて使える資源にしたい。それだけでなく、高齢者層に入ろうとする者の一度身に着けた能力を錆びさせないために、更に精進させ社会に貢献させるために、つまり、どこまでも労働力として人的資源であるようにさせようとしている。成人教育や生涯教育が重視されるのもここにある。

この人口減少は単に人口減少ではなく、1700万にいる移民の背景をもつ人びと（大抵はイスラム教徒）との人口比率とも関係している。ドイツの大都会では、若者人口数はイスラム教徒の人数がドイツ人を上回っている。人口統計学上からしてドイツ人とイスラム教徒との数が逆転する日も遠くない現実である。この不可避の事実を克服するには、ドイツは移民の背景をもつ人びとを統合と同化によってドイツ人にしなければならない。ドイツ語のできない者にはドイツ語を習得させ、ドイツの文化や習慣また一般事情の知らない者にはそれらについて学習させ、それを試験でもって調査し、合格した者にだけドイツ滞在を許可し、そしてドイツ人にする統合政策も打ち出した。国民統合計画という名の下に、統合される者は移民の背景をもつ外国人だけでなく、後期帰還者にみるようにドイツの血をもつドイツ人であっても同じである。それだけでなく一般ドイツ人も教育という手段をもって統合されようとしている。

しかし、ここにきて学生のデモや、大学システムの閉塞感が生じている。またイタリアの学校での十字架が違憲になるという判決や、後期帰還者のロシア系ドイツ人のエジプト人女性殺害や、スイスでのミナレット建設禁止に見られる異文化衝突がヨーロッパ中至る所で生じている。

異文化衝突だけでは解決できない問題、十字架判決を下した欧州人権裁判所の審議手続きの瑕疵、また判決そのものも無視できない。欧州評議会に全EU加盟国が加入するまでは、欧州人権裁判所は欧州評議会議長国でその審議が行われてきた。EU加盟諸国が欧州評議会に加盟して、欧州人権裁判所は常設になり、フランスのシュトラースブルに置か

れた。そのフランスでの裁判であった。フランスのフランス優位論が優位したのか否かは知らぬが、全EU加盟諸国の言語が公用語というEU原則に反して、裁判審議はフランス語でしか記録されなかった。EUにではなく欧州評議会に所属する欧州人権裁判所だから全加盟諸国の言語が公用語でなくともよいと反論するやもしれないが、少なくとも英語は共通語であろう。このようにフランスの優位性がこういう形で使われたことにイタリア人もドイツ人も、いやキリスト教の教会やバチカンも怒りを覚えている。

以上のような異文化衝突や早急な教育改革の問題点を解決していかなければ、人口統計学上の人口減少を乗り切ることが難しいだけでなく、ドイツだけでなく理想を掲げて出発したEU丸も大海原の真ん中で阿呆船と化する危険も垣間見られる。

#### Endnotes

- 1) Bevölkerungsstand 2006 und Vorausberechnung nach 2030 nach Altersjahren(in Tsd.) : Quelle : Statistische Ämter des Bundes und der Länder,11.Koordinierte Bevölkerungsvorausberechnung 2006
- 2) 報告週間において報酬をもらって最低週1時間（報酬・給料）或は自営ないし家族の従業員として働いた、或は職業教育関係にいる15歳及びそれ以上の年齢の人は全員就労者である。その際、仕事が定期的・非定期的は関係ない。この報告週間のときに、たまたま休暇（特別休暇も入る）、或はしつけ休暇で、その週間には働いていなかった人も入る。社会保障規定の考え方で就労者と理解されるものは、兵士、兵役義務者、そして非軍事的役務を為す者。
- 3) 移民の背景をもつ人とは、自分或はその者の両親（祖父母は入らない）が、①1949年以降ドイツへ移住してきた、或は ②ドイツ国籍を有していない、或は ③帰化していない人のことである。出身地域への組み入れは個人自身の（先の）国籍に当てはめる。トルコ出身の移民は、トルコ国籍を有している、ないしは帰化以前にトルコ国籍をもっている人、全員である。
- 4) ゲッティンゲン州ゲオルク・アウグスト・大学教授（公法と教会法）兼ドイツ・エヴァンゲリシユ教会・教会法研究所長ハンス・ミヒャエルが「ライン・メルクーア」(Nr.46/2009年11月12日)で不当裁判であると述べている。
- 5) [トルコ人の構成] アンケートに答えたドイツ在住トルコ人の36%は30歳より若い、トルコ在住トルコ人の平均年齢38歳、ドイツ人は平均して10歳年上。ドイツ在住トルコ人の34%はアビトゥーアをもっているか或は大学で学業を修めている。ドイツ人の場合は37%、トルコ在住トルコ人の場合は29%。ドイツ在住トルコ人の半分強（51%）はフル或はパートタイマーで就職している。職業訓練を受けていない或は職業訓練を受けている仕事（アンケートを受けた内の25%）。それはドイツ人の場合（5%）とトルコ在住トルコ人（19%）より多いのははっきりしている。失業者に関しては三グループ共によく似ていた。とくにドイツ在住トルコ人の20%とトルコ在住トルコ人の39%は夫か妻かどちらかが失業している、とくに女性の失業が多い。ドイツ在住トルコ人の世帯は平均3.5人でドイツ人の世帯（2.6人）より多い、しかしトルコ在住トルコ人の世帯（4.8人）に比べて小さい。ドイツ在住トルコ人の三分の一は自分の家に住んでいる。ドイツ人世帯の場合は53%、トルコ在住トルコ人の場合は73%もいる。ドイツ在住トルコ人の収入はドイツ人の世帯より僅かに少ないだけである、経済的環境はアンケート調査を受けた半分は大変良い或いは良いと答えた、次の二年間で悪化するだろうと予測しているのは20%いる。
- 6) 接触言語のタイプ、コミュニケーションの手段として用いられた母語でない補助言語
- 7) Wolfgang Thielmann 報告（「ライン・メルクーア」Nr.49）

参考文献

- “Bildung in Deutschland 2008” Bundesministerium für Bildung und Forschung (2008)  
“Wer ist hier die Stimme der Hochschulen?” Spiegel Online(2009-11-23)  
“Grußwort der Intergrationsbeauftragten” Bundesregierung(2009-05-25)  
“Aufstand im Audimax“ Spiegel Online(2009-10-28)  
“Bachelor= Abitur + noch drei Jahre Schule” Spiegel Online (2009-11-23)  
“Armee musterte Alex W.wegen Schizophrenie aus” Spiegel Online (2009-11-10)  
“Mörder von Marwa al-Schirbini erhält Höchststrafe” Spiegel Online (2009-11-11)  
“Grausamer Mord,gerechte Strafe” Spiegel Online (2009-11-11)  
“Ich bin gottfroh,dass ich sie nicht mehr lang ertragen muss” Spiegel Online (2009-11-09)  
“Hass aufs Anderssein” Spiegel Online (2009-12-02)  
“Staatsanwaltschaft ermittelt gegen Dresdner Richter” Spiegel Online (2009-11-14)  
“Alex W.will Hochstrafe nicht akzeptieren“ Spiegel Online (2009-11-13)  
“Angeklagte tobt im Gerichtssaal“ Spiegel Online (2009-10-28)  
“Aus blanken Hass auf Muslime” Spiegel Online (2009-10-26)  
“Unser Sohn vermisst seine Mutter,er leidet” Spiegel Online (2009-10-26)  
“Ein großer Schock” Spiegel Online (2009-10-26)  
“Mordaufruf zur Rache für Marwa” Spiegel Online (2009-10-25)  
Wolfgang Thielmann “Minarettverbot Das Volk hat Angst” Rheinischer Merkur Nr.49(2009-12-03)  
Hans Michael “Europa überhebt sich” Rheinischer Merkur Nr.46(2009-11-12)

